

農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づき、公表します。

八戸市長 熊谷 雄一

市町村名 (市町村コード)	八戸市 (02203)
地域名 (地域内農業集落名)	大館地区 (新井田、塩入、妙、大開、松館、十日市)
協議の結果を取りまとめた年月日	令和5年8月18日 (第1回)

注1:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。
注2:「協議の結果を取りまとめた年月日」欄には、取りまとめが行われた協議の回数を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域農業の現状及び課題

当地域は農業者の平均年齢67歳と高齢化が進み、地区内の中心となる担い手が少なく、今後中心となる担い手が引き受ける意向のある耕地面積よりも、65歳以上で後継者未定の農業者の耕作面積の方が多いため、新たな農地の受け手の確保が必要である。

現在は集落営農組織が中心となり大規模に耕作しているが、将来的には遊休農地の増加が見込まれるため、今後継続的な農地の利用を維持するために新規就農者を確保・育成しつつ、農業に興味のある地域住民などに対し、終業後や週末に営農する手段や形態もあること等を発信するなど、地域全体で農地を利用していく仕組みの構築が課題である。

【地域の基礎的データ】

農家数:142戸(うち販売農家数39戸、自給的農家数103戸)

農業従事者数:92人(うち50歳代以下18人)

団体経営体(法人・集落営農組織等):1経営体

主な作物:水稲、花き、乳牛

(2) 地域における農業の将来の在り方

単一の農業経営ではなく、水稲や花き、乳牛等を中心とした複数部門による農業経営を行い、地域農業を維持させていく。また、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。

2 農業上の利用が行われる農用地等の区域

(1) 地域の概要

区域内の農用地等面積	275 ha
うち農業上の利用が行われる農用地等の区域の農用地等面積	68 ha
(うち保全・管理等が行われる区域の農用地等面積)【任意記載事項】	ha

(2) 農業上の利用が行われる農用地等の区域の考え方(範囲は、別添地図のとおり)

農振農用地区域内の農地及びその周辺の農地を農業上の利用が行われる区域とし、その区域と住宅地又は林地との間にある農地は保全・管理を行う区域とする。

注:区域内の農用地等面積は、農業委員会の農地台帳等の面積に基づき記載してください。

3 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用を図るために必要な事項

(1)農用地の集積、集約化の方針
大館地区の農地利用は、中心となる担い手の認定農業者、集落営農組織等計3経営体が担うほか、入作を希望する担い手の受入れを促進することにより対応していく。また、農地中間管理機構を活用して認定農業者や認定新規就農者を中心に団地面積の拡大を進めるとともに、担い手への農地集積を進める。
(2)農地中間管理機構の活用方針
貸借は農地中間管理機構の活用を基本とし、担い手の経営意向を斟酌しつつ徐々に集約化を進める。また、市農業委員会に比較的大規模な貸借希望があった場合は農地中間管理機構担当部署へ誘導してもらうなど連携し、積極的な活用を促す。
(3)基盤整備事業への取組方針
過去に基盤整備事業の話があったが、立ち消えになった経緯がある。しかしながら事業を希望する声もあることから、引き続き担い手や地域の意見を注視していく。
(4)多様な経営体の確保・育成の取組方針
隣接地域は土地区画整理事業が行われ、地域内には住宅地も多い。終業後や週末に営農するいわゆる週末農業という手段もあること等について周知を検討し、非農業者に対する農業への関心を高めていく。
(5)農業協同組合等の農業支援サービス事業者等への農作業委託の活用方針
集落営農組織に一部作業を委託している。

以下任意記載事項(地域の実情に応じて、必要な事項を選択し、取組方針を記載してください)

<input checked="" type="checkbox"/> ①鳥獣被害防止対策	<input checked="" type="checkbox"/> ②有機・減農薬・減肥料	<input type="checkbox"/> ③スマート農業	<input type="checkbox"/> ④畑地化・輸出等	<input type="checkbox"/> ⑤果樹等
<input type="checkbox"/> ⑥燃料・資源作物等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑦保全・管理等	<input checked="" type="checkbox"/> ⑧農業用施設	<input type="checkbox"/> ⑨耕畜連携	<input type="checkbox"/> ⑩その他

【選択した上記の取組方針】

- ①地域での鳥獣害の具体的な対策はなく、各農家で個別対応している。農作物被害があった場合には農作物被害担当部署へ連絡後、捕獲等の希望がある場合は鳥獣害担当部署から鳥獣被害実施隊事務局へ連絡し、罠の設置を行っている。
- ②一部の田で鶏糞を利用した水稻の作付けが行われている。
- ⑦2地区で多面的機能支払交付金が活用され、保全管理に活用されている。
- ⑧水利施設を管理していた改良区が解散決議をしたことから、今後の管理方法が課題となる。